

八代市立第三中学校

「いじめ防止基本方針」

平成 2 7 年 5 月

【 目 次 】

- 1 本校のいじめ防止基本方針
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
 - (1) いじめのとらえ方
 - (2) いじめの未然防止
 - (3) いじめの早期発見
 - (4) いじめへの対処
 - (5) 家庭や地域住民との連携
 - (6) 生徒会との連携
 - (7) 関係機関との連携
- 3 本校におけるいじめ等の実態
 - (1) いじめの認知件数
 - (2) 不登校生徒数の推移
 - (3) いじめ問題等の実態
 - (4) 学校評価より
- 4 本校におけるいじめの防止等のための取組
 - (1) いじめの防止等の対策のための組織
 - (2) いじめの未然防止のための取組
 - (3) いじめの早期発見のための取組
 - (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画
 - (5) 学校におけるいじめへの対処
 - (6) いじめ問題対処の流れ
 - (7) いじめの防止等への取組の評価
- 5 重大事態への対処
- 6 基本方針の見直し及び公表

1 本校のいじめ防止基本方針

八代市立第三中学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としている。

また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨とする。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめのとりえ方

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けることにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(文部科学省平成19年1月)

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。

また、いじめは、どの学校にも、どの子どもにでも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが重要である。そこで、以下のようにしてとらえることとする。

- いじめられた生徒の立場に立って考えること。
- 本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず当該生徒が関わっている仲間、集団等を指すこと。
- 外見的にはけんかのように見えること、あるいは、一緒に遊んでいるように見えることでも、いじめの要素が潜んでいる可能性があること。
- いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒には適切な対応が必要であること。
- 好意から行った行為によって相手の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分配慮したうえで対応する必要があること。

(2) いじめの未然防止

すべての生徒を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要である。すべての生徒が、いじめを許すことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

また、学校や社会の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

さらに、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることや、自己有用感や充実感を感じられる体験を社会全体でつくすることも未然防止の観点から重要である。

いじめの防止には、いじめ問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、学校、家庭、地域社会が一体となって取組を推進するための普及啓発も必要不可欠なことである。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

また、ささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが大切である。

学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭、地域と連携して生徒を見守る環境づくりを行う。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保し、組織的な対応を行うことが大切である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備をすることが必要です。

そして、いじめの解決とは、いじめられた生徒といじめた生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、周りの集団が好ましい集団活動を取り戻すことをめざす。

(5) 家庭や地域住民との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

「いじめ根絶週間、月間」等を設定したり、保護者会で話題にしたり、「学校便り」等で啓発を図ったりするなど地域ぐるみでいじめ根絶に向けて取り組む機運を高める。

(6) 生徒会との連携

生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけが大切である。そのため、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。(いじめが発生した場合には、学校の「組織」の判断が最優先される。)

(7) 関係機関との連携

学校等警察連絡協議会におけるいじめ事案に対する申合せ事項

【生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案】

- 被害生徒の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大な事案及びこれに発展するおそれが高い事案

【犯罪行為として取り扱うことを求めるいじめ事案】

- 重大ないじめ事案に当たらない事案にあっても、当該生徒またはその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求める事案

【指導が困難ないじめ事案】

- いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為と認められる事案
- その他、警察へ相談することが適当と思われる事案
児童相談所、スクールサポーター等を通じた警察との連携、S S Wとの連携

3 本校におけるいじめ等の実態

(1) いじめの認知件数

	1 年生		2 年生		3 年生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
2 3 年度	8	6	1	4	2	0
2 4 年度	2	7	4	4	4	6
2 5 年度	6	9	4	5	5	1
2 6 年度	0	1	2	1	0	1

(2) 不登校生徒数の推移

	1 年生		2 年生		3 年生		合計	発生率 (不登校生÷全校生徒)
	男子	女子	男子	女子	男子	女子		
2 3 年度	1	1	3	0	2	7	1 4	3.5% (14/397)
2 4 年度	2	0	0	2	1	1	6	1.7% (6/348)
2 5 年度	0	1	2	1	1	1	6	1.6% (6/380)
2 6 年度	0	2	1	3	1	1	8	2.1% (8/373)

(3) いじめ問題等の実態

H26年度全国学力・学習状況調査結果より

1 当てはまる 2 どちらかと言えば当てはまる 3 どちらかと言えばあてはまらない 4 あてはまらない

自分には、よいところがあると思いますか	1	2	3	4
本校 (%)	21.7	46.2	21.7	9.4
県公立 (%)	22.7	44.1	24.5	8.6
全国公立 (%)	24.3	42.8	23.3	9.4

学校に行くのは楽しいと思いますか	1	2	3	4
本校 (%)	55.7	29.2	11.3	3.8
県公立 (%)	49.2	36.3	9.7	4.8
全国公立 (%)	46.2	36.2	11.2	6.2

学校生活で、友達関係など何か悩みを抱えたら誰に相談することが多いですか	1 先生	2 友達	3 家の人	4 保健室 の先生	5 S C	6 誰にも相 談しない	7 その他
本校 (%)	1.9	64.2	17.0	0.0	0.0	16.0	0.9
県公立 (%)	2.2	50.2	21.4	0.5	0.2	24.4	0.9
全国公立 (%)	2.9	45.6	23.3	0.6	0.3	26.6	0.7

H26年度 心のアンケート結果より

項 目	1 年		2 年		3 年		全学年	
	男	女	男	女	男	女	男	女
学校があまり楽しくない又は楽しくない	4	2	3	7	1	6	8	15
友達と活動するのがあまり楽しくない又は楽しくない	6	4	5	6	0	3	11	13
授業があまりわからない又はわからない	6	9	15	14	6	11	27	34
自慢できることがあまりない又ははない	13	13	11	13	11	14	35	40

H26年度全国学力・学習状況調査結果から本校生徒の学校生活に関する肯定的な感情や自己肯定感とは県や全国と比較してやや高い比率にあることがわかる。しかし、H26年度心のアンケートから学校での活動にマイナスの感情を持ったり自己肯定感が低かったりする生徒がいることについて留意する必要がある。

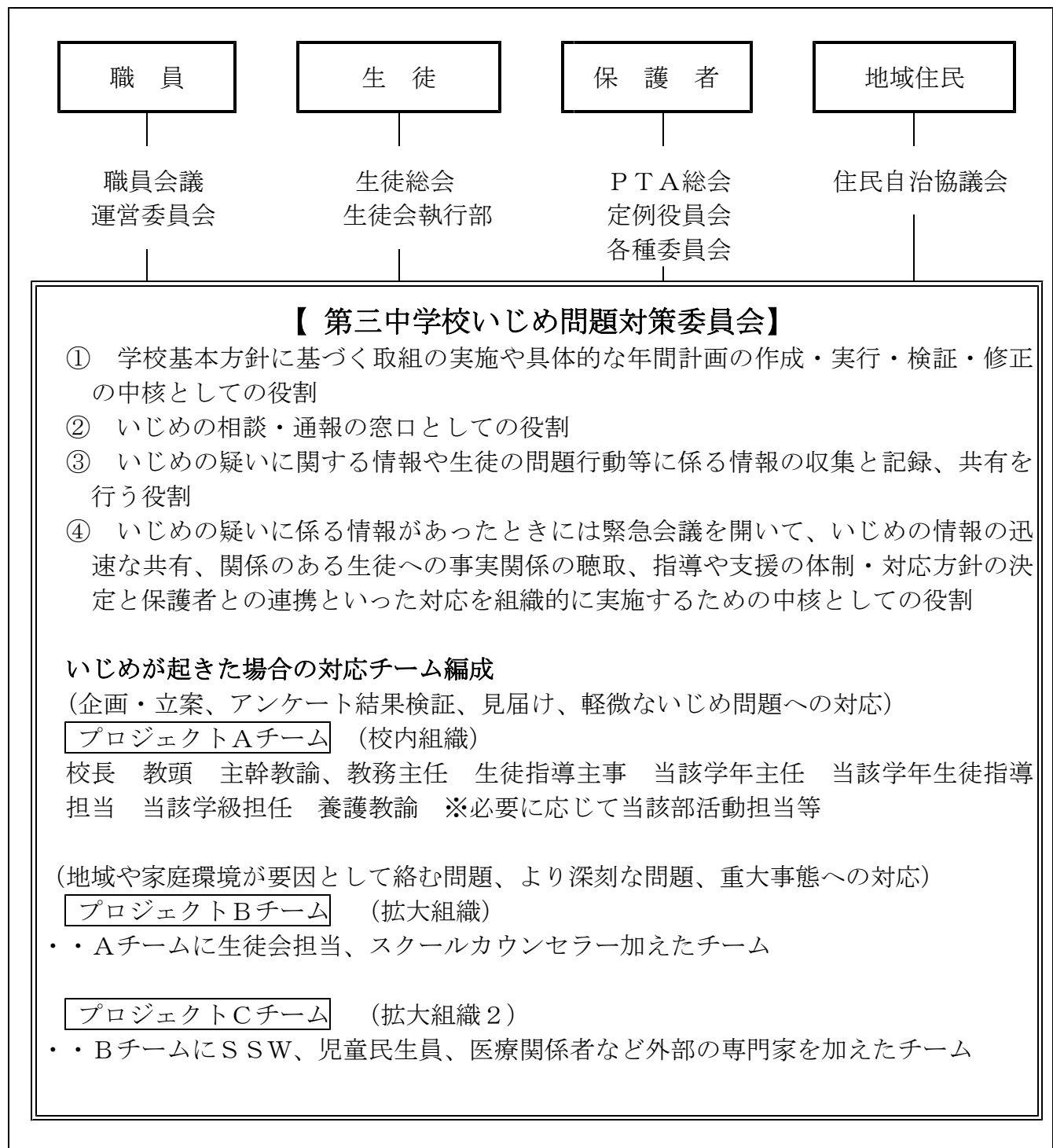
(4) 学校評価より

学校評価のための生徒、保護者、教職員による各々のアンケートも実施している。アンケートの結果によると、学校がいじめの未然防止に努めていると考えている保護者の数は多数であるが、まだ不十分と感じている保護者も存在する。

生徒の多くは、いじめは絶対に許せないという気持ちで行動している者が多い。

4 本校におけるいじめの防止等のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織



(2) いじめの未然防止のための取組

ア 居場所づくり (わかる授業)、絆づくりの実践

「居場所づくり」とは、学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくことである。様々な危険から生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのために、授業改善や授業の見直しが必要である。

「わかる授業」を行っても集中力が途切れたり、忘れ物をしていたりして「わからなくなる」こともある。単に「居心地よくしてあげる」ということではなく、「生徒が困らないようにする」ための場所づくりと考えるようにする。

「絆づくり」とは、教師が「居場所づくり」を進めているという前提のもと、生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じとっていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも生徒同士である。教師は生徒が「絆」や「自己有用感」を感じとらせるための工夫を行っていく。

○ いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題は

規律、学力、自己有用感を育成することが大切と考える。つまり、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った生徒を育成する。

☆ 自己有用感について

他者から認めてもらえていると感じられた生徒は、いたずらに他者を否定すること、攻撃することも減る。相手を貶（おとし）めて自分の存在を相対的に高める必要がないからである。さらには、相手のことも認めることができるようになってくる。すべての生徒に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながる。

イ 生徒のコミュニケーション能力を高める取組

生徒一人一人の自尊感情を高め、相手の気持ちに気付き、互いに肯定的な関わりを持ち、自他を尊重したコミュニケーションのスキルを学ぶプログラムを活用していく。

ウ 道徳教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。このため、道徳教育用教材「私たちの生き方を考える道徳」及び「私たちの道徳」、「熊本の心」を活用する。また、道徳の時間は学級担任が行うことを原則とするが、校長や教頭等による参加も計画し、指導体制を充実する。加えて、生徒の豊かな情操等を培うために、PTAの協力を得て「読み聞かせ」を行う。

エ 体験活動の充実

体験活動は、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めること、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることを意図した活動を行わせることを通して、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることを目的として行う。

オ 情報モラル教育の取組

学校生活での人間関係については、様々な取り組みが充実してきているが、最近増えてきている人間関係のトラブルとしてインターネット等ネット利用のものを原因とするものである。

ネット上の掲示板等への書き込みには個人情報のもとより誹謗中傷、陰口は書き込まない等の情報モラルについて指導するとともに、携帯端末を生徒に持たせる際の留意点等を保護者に周知する取組を行う。

カ 生徒会活動の充実

学年当初にいじめ撲滅や仲間づくりの意識を持たせるために各学級で話し合いを持たせ、1年間の目標として「学級人権宣言」を行う。11月の人権月間の取組を受け、12月に生徒会専門委員会を中心とした「人権集会」を行う。人権集会では、八代子ども集会への参加感想や人権に関する作文の朗読等により全校生徒に対して啓発する。また、年間を通して生徒会執行部が提案した「目安箱」を設置することにより生徒自らの意見を取り上げ、自治の意識を高める。

キ 小中一貫・連携教育の取組

「えがお・あいさつ・かんしゃ」の三項目の具体的な実践化を三中校区小中一貫・連携教育の推進に活かす。「確かな学力」、「豊かな心部会」、「健やかな体」の充実を図り、小中学校間の継続的かつきめ細やかな学習指導、生徒指導等を積み重ねる。

ク 校内研修の取組

「Q-U テスト」を行い、その結果から学級集団や生徒個人の特性を捉えると共に、効果的な取組について研修する。また、生徒同士の関わりの中で相手を傷つけたり否定したりする言い方を考えさせ良好な人間関係をつくるためのアサーショントレーニングに関する研修を行う。

ケ 法やルールを守る心を育てる取組

「いじめは社会のルール違反であり、犯罪になりうる」と認識させるために、「なぜ、人間の社会に法やルールがあるのか」「なぜ法やルールに従わなければならないのか」「法やルールがあればどんないいことがあるのか」といった法やルールに関する課題を投げかけ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり、責任を問われたりすることをすべての生徒に日常的に指導していく。

コ 生徒指導充実月間の取組

学校生活や友人関係に不安を抱える生徒が増える傾向にある年度当初（4月）に、いじめの早期発見及び人間関係の状況把握を行い、望ましい学級集団の土台づくりを行い、教師と生徒及び生徒同士のよりよい人間関係の構築を図る「生徒理解と生徒指導の充実月間」を設定する。

様々な理由により登校に不安を抱え、精神的に不安定になる生徒が見受けられる夏季休業最後の週から9月下旬にかけて、家庭訪問や教育相談、校長講話等を、状況に応じて実施し、家庭との連携を図りながら、全職員で一人一人の生徒を見守る「命を守る月間」を設定する。

サ 「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの活用

全教科、全領域にわたる「命を大切に作る心」を育む指導プログラムの計画に沿って実施するが、生徒の実態に合わせ PDCA サイクルにより学期ごとや月ごとに見直しを行い、最も効果が上がる取組や計画となるようにする。

シ 家庭や地域との連携

P T A の様々な活動を通して、生徒の学校生活の様子やいじめの実態、指導方針等について、情報・意見交換する場を設け、保護者のいじめに対する認識を高める。

また、地域の人材を校内に迎え、ボランティアゲストティーチャー等を依頼するなど、学校や生徒たちとの関係を深めていく。

(3) いじめの早期発見のための取組

基本的に、①生徒のささいな変化に気づくこと、②気づいた情報を確実に共有すること、③（情報に基づき）速やかに対応すること、である。生徒の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対にさけなければならない。

重大事案に至ったいじめの多くは、ささいな情報を放置したり、問題ではないと判断したりした結果、深刻化している。「早期認知」「早期対応」を心がける。

ア 定期的なアンケート及び教育相談の実施

① 定期教育相談

これまでの本校生徒の実態から6月及び11月に定期教育相談に伴ういじめに関するアンケート調査を行う。

② 心のアンケート

12月中旬、「心のアンケートを行い、いじめに関する実態を把握するとともに1月下旬までに把握されたいじめをなくす取組を行う。

イ 校内相談窓口の設定と周知

校内相談窓口として、生徒会目安箱、いじめに関するアンケート調査、定期教育相談の機会が設けられているとともに、スクールカウンセラー、保健室での相談、担任、生徒指導主事等、いつでも相談できることを周知する。また、市の取組として教育長への手紙も常設していることを知らせる。

ウ 電話相談窓口等の周知

相談窓口一覧（中高生版）を生徒に配布し、周知する。

エ 特別支援教育の視点から

周りの状況に合わせて行動することが苦手、いわゆる「空気が読めない」などの特性がある生徒や聞くことのみ、または見ることのみからの情報では理解をすることが難しい特性のある生徒がいることに配慮する。そのために、文字だけでなく写真やイラストを利用したり簡潔な言葉で表したりすることで、そのような特性の生徒が不利にならないような取組を行う。

オ 日々の観察

全生徒に配布している生活ノート「轍」の毎日の記録から日々の生徒個人の心の変化を知るとともに、他の生徒の状況を多角的に把握する。

(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画

	学校行事・人権学習	道徳	生徒会活動	総合的な学習の時間・学活
4月		1 年人のためにすることの喜び 2-(5) 助け合い、支え合う 2-(2) 2 年相手を尊重する思いやり 2-(2)		

	生徒理解	自分と相手を大切に 2-(2)		
5 月	生徒理解・家庭訪問	1 年命のつながりを考える 3-(1) 身のまわりの人への感謝 2-(6)	体育大会	1、2、3年 体育大会結団式
6 月	いじめ根絶月間の取組 アンケートの実施 教育相談	1 年信頼しあえる関係 2-(3) 3 年忠告しあえる関係 2-(3)		1 年自己紹介 2 年あいさつ 3 年やさしい頼み方
7 月		1 年よりよい集団作り 4-(7) 2 年正義を考える 4-(3) 3 年命の連続性 3-(1)		1 年上手な聴き方 2 年あたたかい言葉かけ 3 年上手な断り方
8 月			せせらぎ運動 (環境教育)	
9 月	「命を守る月間」	1 年気持ちが伝わる言葉 2-(1) 2 年互いの感謝の心 友達とのかかわり 2-(3) かけがえのない命 3-(1) 3 年誇りある生き方 3-(3)		1 年仲間の入り方 2 年仲間の誘い方
10 月	アンケートの実施 教育相談	1 年生きることに感謝する 3-(1) 3 年 征・不公平を許さない 4-(3)		
11 月	人権月間の取組	1 年命を守る国際活動 4-(10) 新しい生命への感動 3-(2) 2 年自分と友達の大切なもの 2-(3) 3 年自らの生き方をたずね 1-(1)	人権子ども集会への参加	
12 月	心のアンケート	<u>ローテーション道徳</u> 1 年友情を築くために 2-(3) 不正を許さない 4-(3)	校内人権集会	2 年きちんと謝る 3 年はっきり伝える
1 月		1 年生きていることの喜び 3-(3) 2 年思いやり的心と生きる力 3-(3) 3 年命のかけがえのなさ 3-(1)		2 年気持ちに共感する
2 月	教育相談	2 年対立を解決する 4-(4)		
3 月		1 年自分の弱さを克服する 4-(3)		3 年怒りをコントロールする

(5) 学校におけるいじめへの対処

- ・ いじめが発生したときやいじめが疑われるときは、教師一人で抱え込まず、学校全体で組織的に取り組む。
- ・ いじめに関する事実が発覚後、できるだけ早く（24 時間以内を目安に）いじめ問題対策委員会を開き、対応策や解決策を決定する。

ア いじめについての事実確認

複数の職員で役割を分担し情報収集や事実確認を行う。

誰を対象に、誰が、どのような方法（聞き取り、アンケート等）で、どこで、いつ、（原則として学習権を侵害しない時間帯、目立たない場所で、加害・被害ともに、個別に、対象者が複数の場合も一斉に可能な限り同時刻に）

職員のリーダーは待機し、情報の一元化を図る。必要に応じて聞き取る項目を指示し、

情報を集約する。

決められた時刻になったら、一旦集まって報告、食い違いを再度聞き取るため生徒はその場に待機させる。

イ いじめられている生徒への対応

いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。いじめがあったという認識のもとで受容的に接し、いじめられた生徒を支援する。

加害側の生徒が口止めをしている場合があったり、被害側の生徒が加害側の生徒たちに先生に相談する姿を見られなくなったりするため、生徒が安心して相談できる場を確保するために事情を聞く場所と時刻に注意する。

- 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- いじめ解決に向けた決意を伝え、生徒を徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

ウ いじめている生徒への対応

「いじめたのは自分ばかりではない」という責任転嫁の意識やいじめている生徒も満たされない気持ちを持っている場合がある。

- 正確な情報の収集を行う。また、情報の整理、分析を行う。
- 生徒が、落ち着いて自らの言動を顧みることのできる場を確保する。
- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。
- 自らの長所を再認識させ、それを活かす生活の在り方を確認する。
- 家庭や外部との連携を図る。

エ 周囲の生徒への対応

- 周囲の生徒から見た正確な情報収集を行う。
- いじめは決して許されないということを、毅然とした姿勢で指導する。
- いじめられた生徒を、集団の中で支える体制づくりを進める。
- 学級活動、生徒会活動を通して、生徒たちのいじめ解決への実践力を高める。

オ いじめを受けた生徒の保護者への対応

- 家庭を訪問し、誠意を持って生徒の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- 保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性や解決への見通しを伝える。
- 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

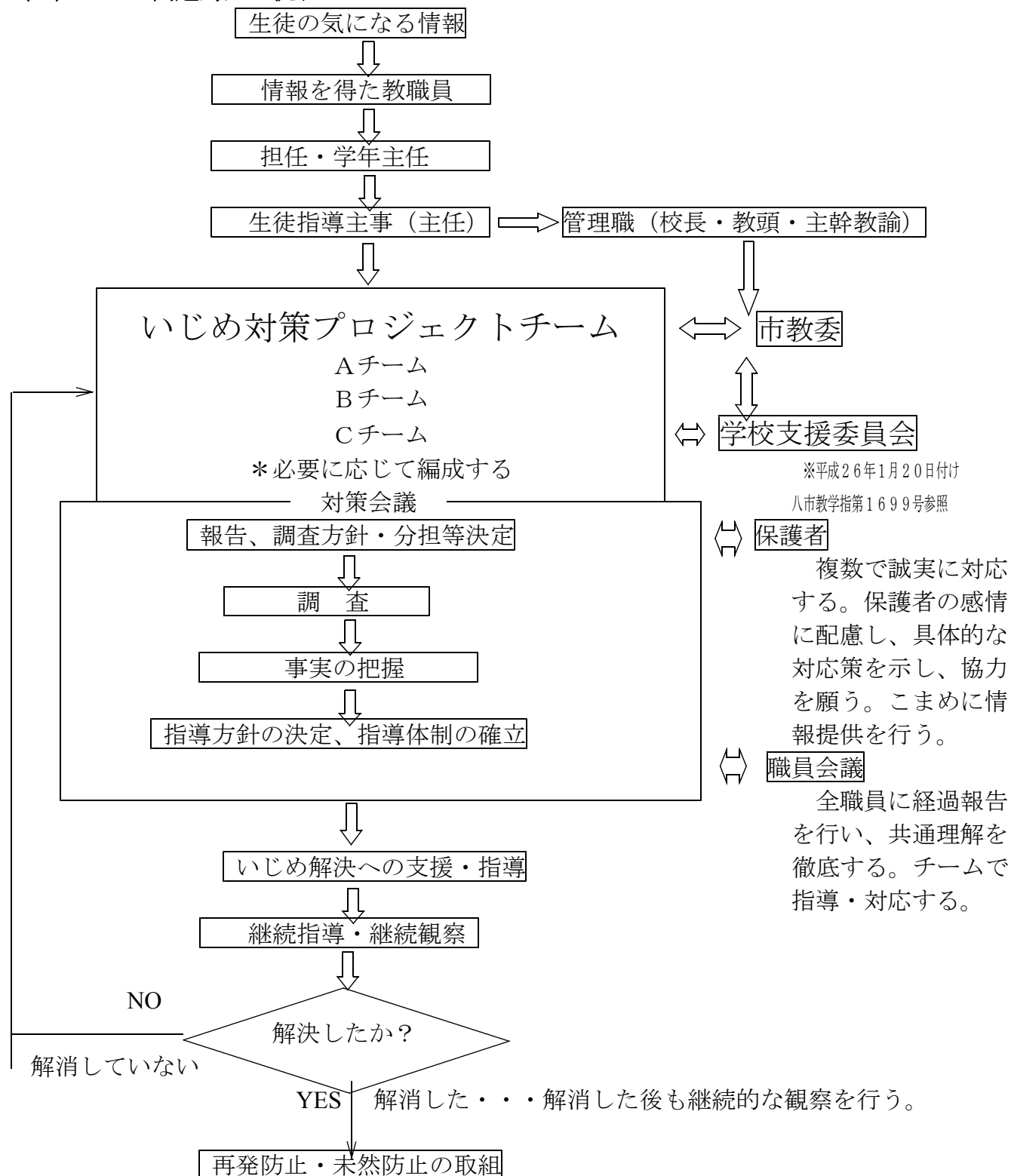
カ いじめた生徒の保護者への対応

- 家庭を訪問したり、学校で面談するなどして、直接いじめの事実について伝える。
その際、校長を中心に複数の教職員で対応する。
- いじめについての事実関係を、冷静に正確に客観的に伝える。
- 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す
- 今、対応している事案について「いじめの事実があり、自分の生徒がいじめた」という保護者の共通理解を図る。
- いじめられた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

ク 保護者全体への対応

- 事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう、各家庭からの協力をお願いする。
- 関係する生徒や保護者のプライバシーを尊重するとともに、各家庭でもいじめ問題の解決に向けて、できることを話し合ってもらようお願いする。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(6) いじめ問題対処の流れ



(7) いじめの防止等への取組の評価

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクル（P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（年2回実施）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

5 重大事態への対処

重大事態

- 1 いじめによる生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間30日を目安とする。しかし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

ア 重大事態の調査組織の設置

組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保するよう努める。その組織は、学校のいじめの防止等の対策のための組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法をとる。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかり向き合おうとする姿勢で臨む。

ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供

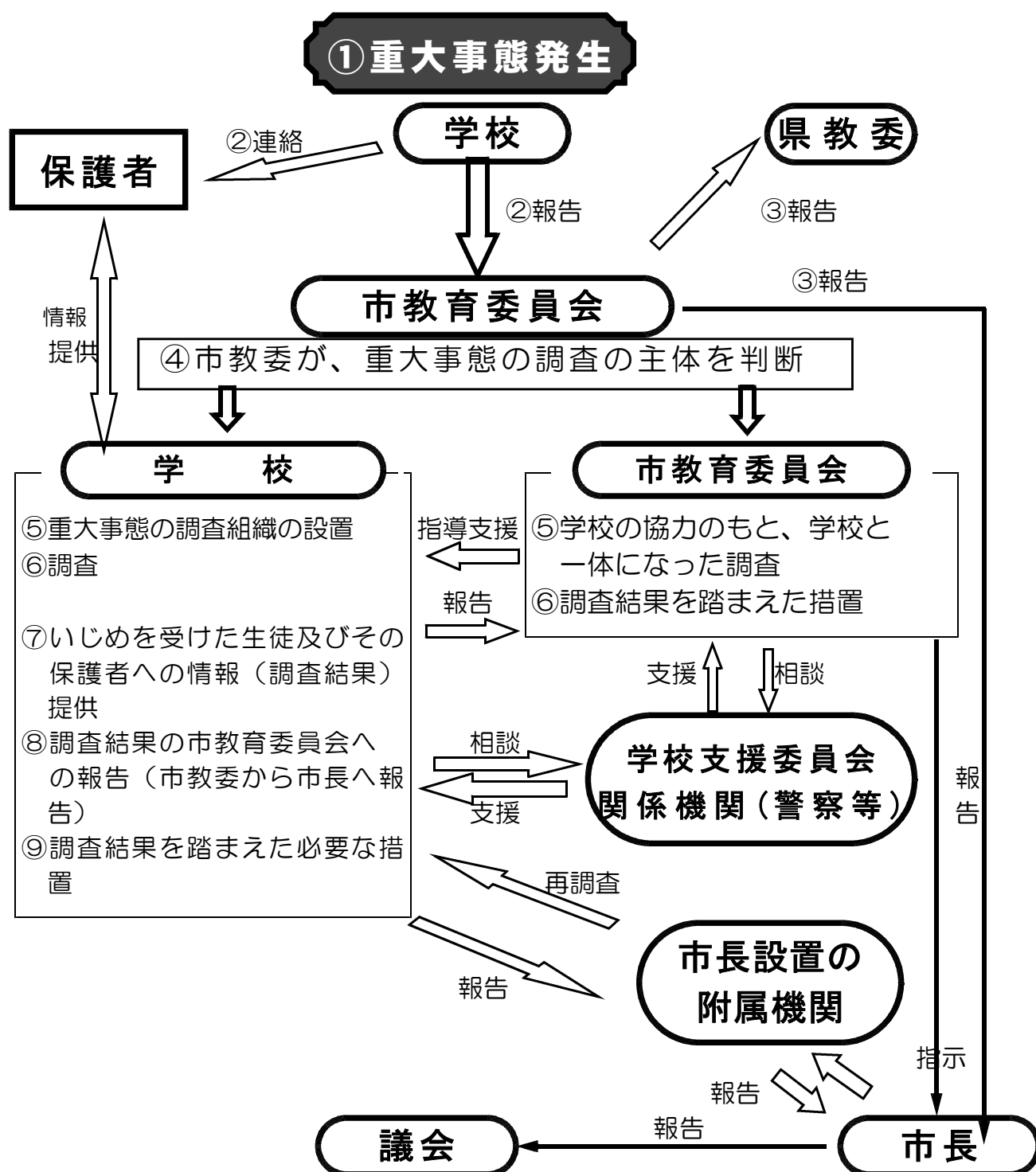
調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者へ情報を適切に提供する。

関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにする。

得られたアンケート結果は、いじめられた生徒や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち対象の生徒や保護者に説明する等の措置を講じる。

エ 市教育委員会への報告

学校は、調査結果を市教育委員会に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。



6 基本方針の見直し及び公表

策定した「いじめ防止基本方針」については保護者会や学校便り等で保護者への周知を行う。また、年度毎にいじめに関しての調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。いじめ問題に対しての取り組みを保護者、生徒、所属職員等で評価する。（学校評価アンケート等）その際、課題となった事項については「いじめ問題対策委員会」で検討し、「いじめ防止基本方針」の改定を行う。